

## 福山沼隈線道路改良工事（R3-7工区）における 工事請負契約の変更について

### 1 要旨・目的

令和3年12月定例会において契約締結の議決を受けた「福山沼隈線道路改良工事（R3-7工区）」について、請負金額の変更を行う。

### 2 現状・背景

請負金額の変更については、建設工事請負契約約款第25条のスライド条項に基づき、請負代金額の変更について受注者から請求があったことや、工事間調整により工事内容に変更が生じたことによるものである。

### 3 概要

#### (1) 対象者（請負者）

MMB・横河・IHI 福山沼隈線道路改良工事（R3-7工区）共同企業体

#### (2) 事業内容（工事概要）

ア 工事名：福山沼隈線道路改良工事（R3-7工区）

イ 工事場所：福山市草戸町

ウ 工事内容：鋼橋上部工事

（仮）本線3号橋：鋼8径間 連続合成少数鈹桁橋 橋長 L=329.0m  
 （仮）草戸IC OFFランプ橋：鋼6径間+鋼4径間 連続非合成鈹桁橋 橋長 L=301.0m  
 （仮）草戸IC ONランプ橋：鋼5径間+鋼4径間 連続非合成鈹桁橋 橋長 L=297.0m

エ 請負金額：当初 2,478,300,000円（税込）

変更 2,622,929,100円（税込）（増額 144,629,100円）

#### 【主な増減内訳と理由】

・インフレスライド（労務費及び資材費（鋼材を除く）の増） +約156百万円  
 ・単品スライド（資材費（鋼材）の増） +約60百万円  
 ・後続工事で当該橋梁を工事用道路で使用することとしており、その際、伸縮装置の破損が懸念されるため、その施工を取り止めたこと ▲約72百万円

オ 工期：令和3年12月22日から令和7年1月31日



#### (3) スケジュール

令和6年12月定例会で請負契約の変更議案を提案するため、令和6年10月30日に仮契約を行っており、議会承認後に本契約を行う。

#### (4) 予算（国庫）

上記のとおり

(参考) スライド条項について

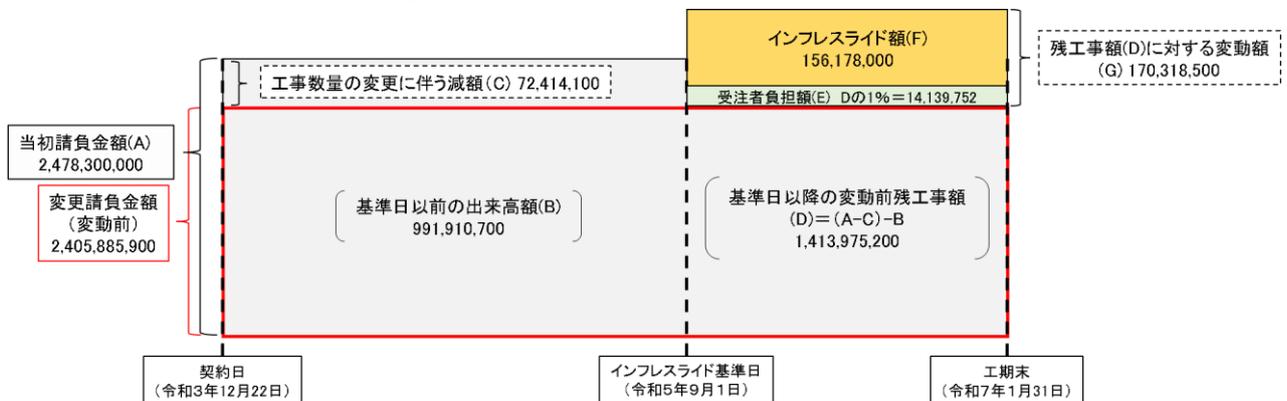
○スライド条項の種類について

種類	請負金額の変更を請求できる場合	今回請求
【全体スライド条項】 長期にわたる工事期間中の比較的緩やかな価格水準の変動に対応 (建設工事請負契約約款 第25条第1~4項)	工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったとき	無
【単品スライド条項】 資材の価格が著しい変動を生じた場合に適用 (建設工事請負契約約款 第25条第5項)	特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき	有 請求日 R6.10.1
【インフレスライド条項】 工期内の予期できない特別の事情による、急激なインフレ等に対応 (建設工事請負契約約款 第25条第6項)	予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったとき	有 請求日 R5.8.31 基準日 R5.9.1

○スライド条項による変更金額

(1) インフレスライド額

- i) 基準日以前の出来高額を確定し、基準日以降の残工事額を算出 ((B)及び(D)の算出)
- ii) 基準日以降の残工事(D)に対する変動額を算出 ((G)の算出)
- iii) 算出された変動額 (G)のうち、残工事額 (D)の1%を受注者負担として控除し、インフレスライド額 (F)とする。



※端数処理を行ったことにより、実際の合計と一致しないところがある。

(2) 単品スライド額

- i) 鋼材の購入を行った令和5年8月31日までの期間の金額差を算出
- ii) 金額差から、受注者負担として上記期間における工事費(上図(B))の1%を控除し、単品スライド額とする。

①スライド前金額 【鋼材費(当初発注時)】	②スライド後金額 【鋼材費(実際の購入価格)】	③金額差 (②-①)	④受注者負担額 (上図(B)の1%)	⑤単品スライド額 (③-④)
231,757,459円	302,542,368円	70,784,909円	9,919,107円	60,865,200円

※端数処理を行ったことにより、実際の合計と一致しないところがある。